

災害が起こったら

1 まず、医療機関へ

災害に遭った場合には、できるだけ早く最寄りの医療機関(なるべく専門医)で治療を受けてください。

その際、窓口で忘れずに公務災害・通勤災害として手続をとる予定であることを告げ、認定まで治療費の請求を待ってもらってください(共済組合員証は使用しないでください。)。

2 所属長への連絡も忘れずに

医療機関への受診とあわせて、所属長へも忘れずに災害発生の連絡をしてください(連絡が遅れると、それだけ事実関係の確認が難しくなり、公務災害・通勤災害の認定に支障を生じることがあります。)。



3 認定請求の手続を

公務災害・通勤災害の認定・補償は、被災職員や遺族からの請求に基づいて行われますので、受診後すみやかに所属の担当者に状況を説明し、認定請求の手続をとってください。

基金支部では、請求のあった事案について、その災害が公務災害かどうか、あるいは通勤災害かどうかの審査を行い、その結果を認定通知書により請求者に通知します。

疾病事案や第三者加害事案等の複雑な事案の場合には、所属を通じて、あらかじめ基金支部に連絡協議の上、認定請求の手続をとるようにしてください。

4 認定通知を受けたら

基金支部から認定通知を受けたら、ただちにその旨を医療機関に通知し、療養補償の請求の手続きをとってください。認定通知書と同時に交付される「補償のしおり」をよく読んでください。

(公務外あるいは通勤災害非該当の場合には、あらためて共済組合員証を使用してください。)

5 傷病が治ゆしたら

傷病が治ゆしたら、治ゆ報告書を提出してください。

この場合の「治ゆ」とは、完全に治った場合のほか、症状が固定し、もはや医療効果が期待できない場合(症状固定)を含みます。

※基金への請求書等の提出は、すべて所属及び任命権者を經由してください。

